

令和 8 年度「小中学生向けプログラミング講座事業」

業務委託仕様書

本仕様書は、小中学生向けプログラミング講座事業（以下「本事業」という。）の業務委託を実施するにあたり、その仕様を定めるものである。

1 事業目的

本事業は、次世代を担う市内の小中学生へのプログラミング体験講座を通して、情報技術に関する興味を喚起し、論理的思考の育成を図るとともに、日常生活が情報技術を活用した産業で支えられていることへの気付きを促すことで将来のキャリア形成に資することを目的とする。

2 業務内容

本事業では以下の業務を実施する。

項番	項目	仕様
①	講座内容	事業目的に沿った内容かつ受講者が理解し易く、また理解が深まるとともに、楽しみながら学べる内容とすること。 プログラミングや最新情報技術への興味関心を高めることに比重を置いた内容、及びプログラミングの仕組みの学習を通して、論理的思考を身につけることに比重を置いた内容とすること。
②	対象者	対象者は講座ごとに下記のとおりとする。 小学生向け講座：本市在住又は在学の小学生 中学生向け講座：本市在住又は在学の中学生
③	会場	那覇市 I T 創造館 2 階 I T 研修室（メイン会場） その他、受託者が提案する場所で市の承諾を得た場所。
④	講座スケジュール	⑤の目標受講者数を達成するために必要な回数を実施することとし、受講者の参加のしやすさに配慮したスケジュール計画を立てること。
⑤	目標受講者数	・小学生向け講座 リモート実施を含めて延べ 80 名以上とすること。 ・中学生向け講座 リモート実施を含めて延べ 40 名以上とすること。

⑥	講師及び補助員	講師及び補助員については、受講者の質問等に適切に対処し、無理なく講座が進行できるよう配置すること。
⑦	教材等	ノートパソコン、ソフトウェア及びテキストその他講座に必要な教材は受託者で準備すること。 那覇市 IT 創造館の IT 研修室を会場とする場合、館内の Wi-Fi を使用することができる。
⑧	情報発信	ホームページや SNS、チラシ、ポスター等を効果的に活用し広報を実施すること。
⑨	アンケート	受講者へのアンケートを実施し、実施結果の分析と事業改善に向けた本市への提言を行うこと。アンケート項目については事前に市と調整すること。

3 委託条件

(1) 事業実施計画書

受託者は、予め「事業実施計画書」を作成し、本市の承認を得て当該事業を実施すること。

(2) 人員体制

本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な能力、経験を有するプロジェクト責任者及び業務リーダー等を定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。
契約期間中は、市との連絡調整を円滑に行う担当者を配置すること。

なお、プロジェクト責任者、業務リーダー及び担当者等は兼務可能とするが、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等の経歴を有する代替者を充てられる体制とすること。

(3) 協議

本事業の実施に当たっては、発注者と協議の上、双方の考え方や認識を確認し、方向性を確認した上で円滑に遂行できるように努めること。

4 個人情報等の取り扱い

受託者は、本事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密や個人情報等を本委託業務以外の目的で利用してはならず、また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。本事業終了後も同様とする。なお、本事業の実施にあたり、収集する個人情報等を本市に提供することについて、受講者（保護者）に事前に説明のうえ、同意を得ておくこと。また、個人情報の保護に関する法令を遵守すること。

5 成果物（事業報告書）の作成提出

本事業終了後 10 日以内（12 月 29 日から 1 月 3 日及び土日、祝日を除く）に、事

業報告書を作成し提出すること。事業報告書は、提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、インデックスを貼付、フラットファイル（縦）にファイリングの上、A4・カラー印刷物で2部提出（正本1部、副本1部（複写可））、電子媒体1部（CD又はDVD）を提出すること。また、経費明細書については領収書等原本を添付すること。なお、成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。

6 留意事項

- (1) 本事業は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明に応じること。
- (2) 本事業の実施に係る一切の経費（消耗品費、通信運搬費、人件費等）は契約金額に含む。また、受託経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- (3) 本事業の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合、受託者の責任において対応するものとし、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、本市は責任を負わない。